

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

平成20年11月6日

日本郵政株式会社

1 グループのサービス維持・向上等に向けた取組

- | | | |
|-------------------|-------|---|
| ① サービス維持・向上に向けた取組 | | 1 |
| ② CSRの取組 | | 4 |

2 株式上場に向けた取組

- | | | |
|----------------|-------|---|
| ① 株式上場に関する基本方針 | | 5 |
| ② 株式上場の準備状況 | | 6 |
| ③ 敵対的買収防衛策 | | 7 |

3 グループの健全経営に向けた取組

- | | | |
|--------------|-------|---|
| ① コンプライアンス態勢 | | 8 |
| ② リスク管理態勢 | | 9 |

4 その他

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| ① 宿泊施設の譲渡等 | | 10 |
| ② グループとしての一体感の醸成 | | 11 |
| ③ 社員が安心して働ける環境づくり | | 12 |

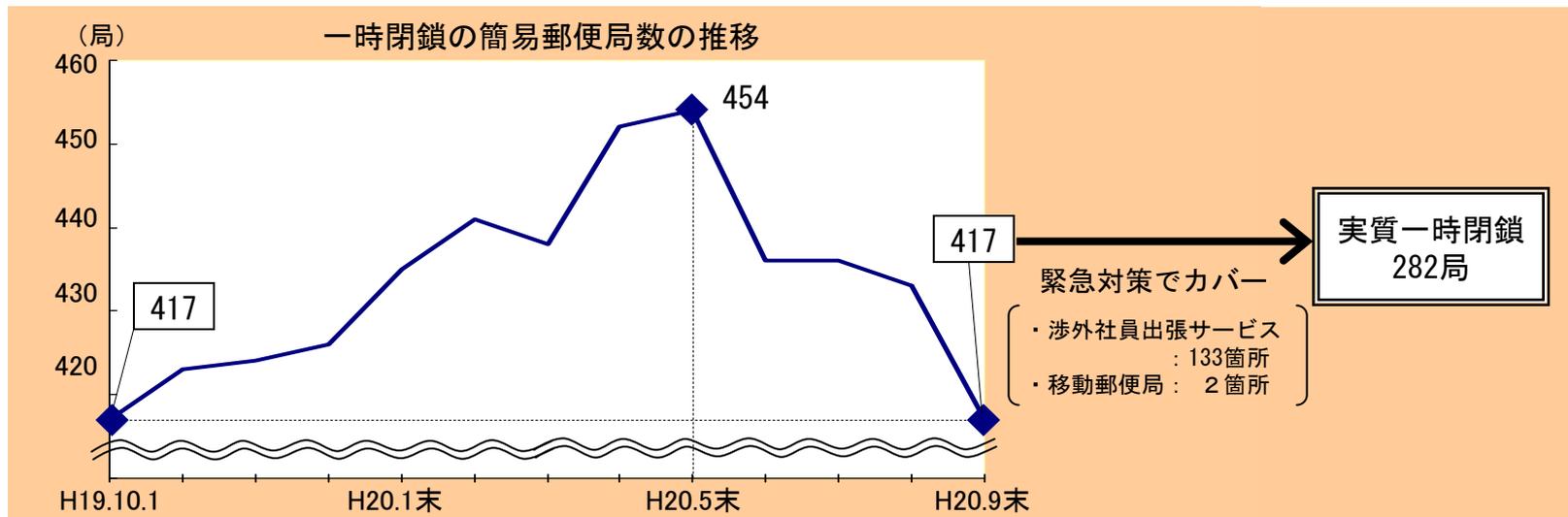
① サービス維持・向上に向けた取組

郵便局ネットワーク水準の維持、新規サービスの導入等により、サービスの維持・向上に努めている

○ 郵便局ネットワーク水準の維持（簡易郵便局の一時閉鎖の解消）

既存施策の抜本的見直し	委託手数料の引上げ（固定部分の約4割引上げ等）等 → ・ 一時閉鎖中の簡易郵便局のうち、民営化以降、95局が再開 ・ また、約240局の受託希望の申し出があり、再開に向けて努力
緊急対策	涉外社員出張サービス（週2回、各2～4時間程度）等 → 実質的な一時閉鎖局は282局

（平成20年9月末現在）



【参考】簡易郵便局受託者の属性：個人 86%、農協 8%

一時閉鎖の理由：個人受託者の病気・高齢等 44%、農協・漁協の統廃合・人員削減等 46%

○ サービス改善

郵便の集配担当者に寄せられた金融サービスの依頼への対応	<p>公社時代まで、一人の外務職員が三事業すべてを行っていた郵便局では、郵便物の配達途中において、貯金の払戻しの受付や簡易保険の保険料集金等の取扱いが可能であった</p> <p>→ 郵便の集配担当者がゆうちょ・かんぽサービスの依頼を受けた場合は、郵便会社から郵便局会社へ連絡し、郵便局の社員がお客さまのお宅へ伺うようにしている</p>
郵便局による自動車集荷	<p>郵便会社の集配態勢の強化によりカバーするほか、地方特産品等の柔軟な集荷対応を郵便局で行えるよう、自動車集荷（軽四輪車）の試行を行うことを検討中</p>
定額小為替の手数料	<p>ニーズが多い金額の券種（150円、250円、350円、450円、750円の5券種）を追加することで、実質的な値下げを予定</p>

1 グループのサービス維持・向上等に向けた取組

○ 新規サービスの導入

郵便会社	国際ロジスティクスサービス（JPサンキュウグローバルロジスティクス株式会社設立）
郵便局会社	<ul style="list-style-type: none">・物販事業等（カタログ販売、広告ビジネス、生活サービス取次事業）・新規金融サービス（自動車保険、変額年金保険、第三分野保険商品、法人（経営者）向け生命保険商品）・不動産事業（東京中央局、大阪中央局等）
ゆうちょ銀行	<ul style="list-style-type: none">・クレジットカード・変額年金保険・住宅ローン等の媒介
かんぽ生命保険	<ul style="list-style-type: none">・法人向け商品の受託販売・入院特約の見直し

○ 業務提携

郵便会社	日本通運(株)との宅配便事業の統合（平成21年4月を目指す）
郵便局会社	(株)ローソンとの提携（直営ショップを関東圏8郵便局で試行）
ゆうちょ銀行	スルガ銀行(株)との個人ローン業務における提携
かんぽ生命保険	日本生命保険相互会社との業務提携（商品開発、事務・システムの構築、リスク管理上の方策等）

② CSRの取組

グループ全体として、3つのCSR重点課題に積極的に取り組む

① 人に優しい事業 環境の整備	対お客さま	ハード・ソフト両面におけるバリアフリー向上を目指す (局舎、各施設におけるバリアフリー、点字表示付きATM等)
	対社員	多くの人材に活躍の場を提供し、個々人の能力の最大限の活用を目指す (ESの向上、障がい者雇用の推進、女性登用の推進、仕事と育児の両立支援 等)
② 社会、地域社会 への貢献の促進	防災、 被災地支援	救助用郵便物送付料金の免除、災害義援金の無料送金サービス、地方公共 団体との防災協定(1,477市区町村と締結(平成19年3月末現在)) 等
	事業特性に 応じた取組	第三種・第四種郵便、ひまわりサービス、ゆうちょボランティア貯金、ラジオ 体操の普及推進 等
③ 環境保全活動の 推進	地球温暖化 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量15%削減目標(平成18年度比・平成24年度末時点) (環境対応車両導入、エコ安全ドライブ(全支店実施)、ESCO導入等) ・カーボンオフセット(年賀・かもめ〜る)はがきの販売及び同はがきによ る寄附金配分助成事業
	持続可能な 森林育成	「J Pの森づくり運動」の推進(NPOと協働した植林活動や環境教育等)

① 株式上場に関する基本方針

郵政民営化法の規定及び郵政民営化推進本部からの指示（平成19年1月26日）等により、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の金融2社に加え、日本郵政株式会社自身についても、できる限り早期に上場が可能となるよう準備を実施

- 金融2社の上場時期については、遅くとも民営化後4年目（平成23年度）、可能であれば、東証の審査基準の特例（事業継続年数3年を2年に短縮）が認められることを前提に民営化後3年目（平成22年度）を目指し、上場後5年間で株式を処分する方針【実施計画】
- 日本郵政株式会社についても、金融2社と同時期の上場が可能となるよう、金融2社と同様のスケジュールにより準備を実施

【郵政民営化法】〔抄〕 （新会社の株式）

第7条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間（平成19年10月1日から平成29年9月30日までの期間をいう。）中に、その全部を処分するものとする。

【日本郵政株式会社法】〔抄〕 （政府保有の株式の処分）

附則第3条 政府はその保有する株式については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

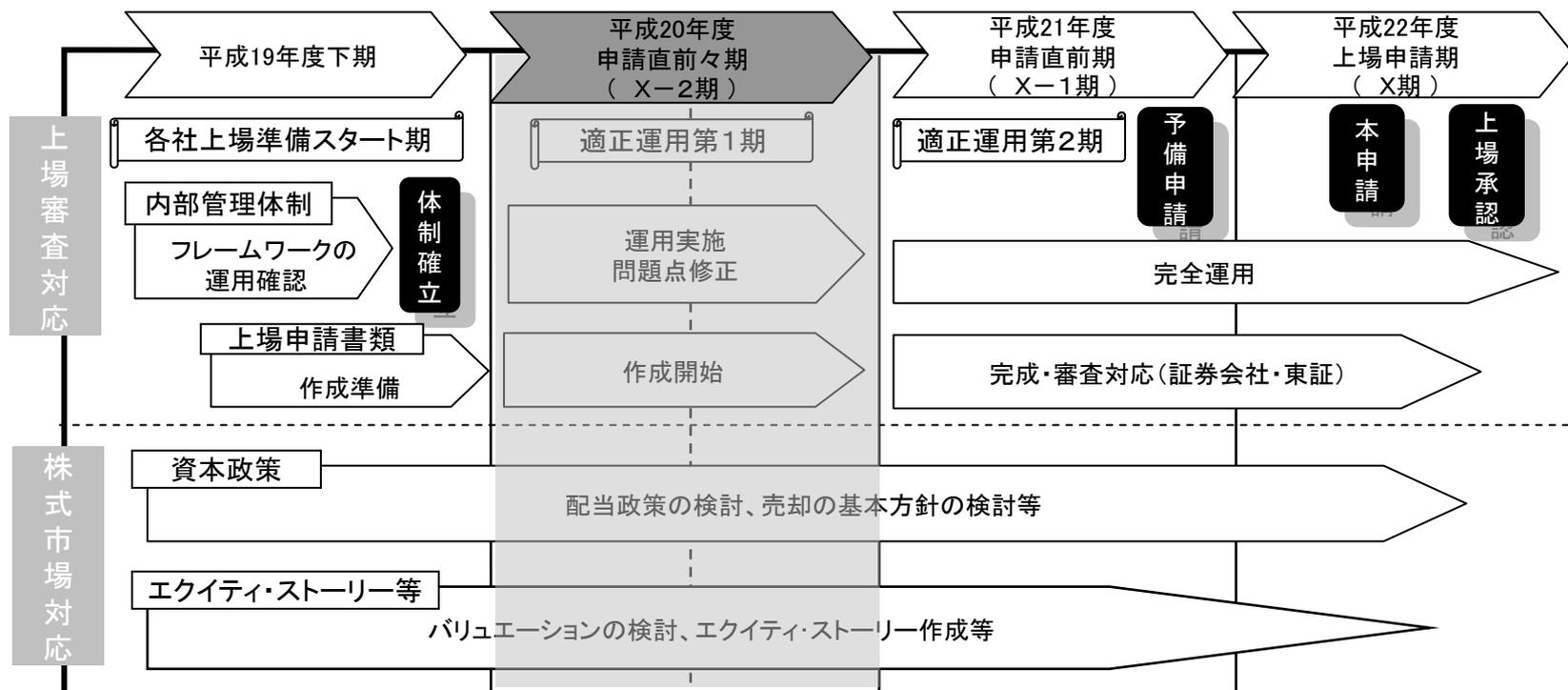
【郵政民営化推進本部からの指示事項（平成19年1月26日）】〔抄〕

- ① 金融2社の株式の上場を早期に実施するための具体的措置を検討すること
- ② 日本郵政株式会社の自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐこと

② 株式上場の準備状況

今年度は上場審査基準に適合する内部管理体制の運用を実施し、未整備項目は平成21年3月までに整備を終え、原則として、直前期は1年間の完全運用を予定

郵便会社と郵便局会社を含めて、各社に上場準備の体制を整え、内部管理体制等の諸課題解決に対応するとともに、上場申請書類の作成に着手



③ 敵対的買収防衛策

金融2社に導入する敵対的買収防衛策については、企業買収についての有識者や市場関係者から意見を聞き、国会審議等での議論や他の民間会社における導入状況等を踏まえ、幅広く検討・議論を実施

- これらをもとに、民営化時に金融2社の定款において、①敵対的買収防衛策の導入と、②守るべき企業価値の定義を規定したところ
- 両社とも、企業価値の源泉として、「当会社（当銀行）に期待される社会的責任を果たし、当会社（当銀行）の有する全国的なネットワークを通じた地域社会や幅広い顧客層等との信頼関係を維持・強化すること等」と定義
- 現時点では、信託型ライツプラン(※)を採用し、企業価値の向上が認められない買収の場合は原則的に防衛策を発動することを考えている

※ 信託型ライツプラン：新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン。

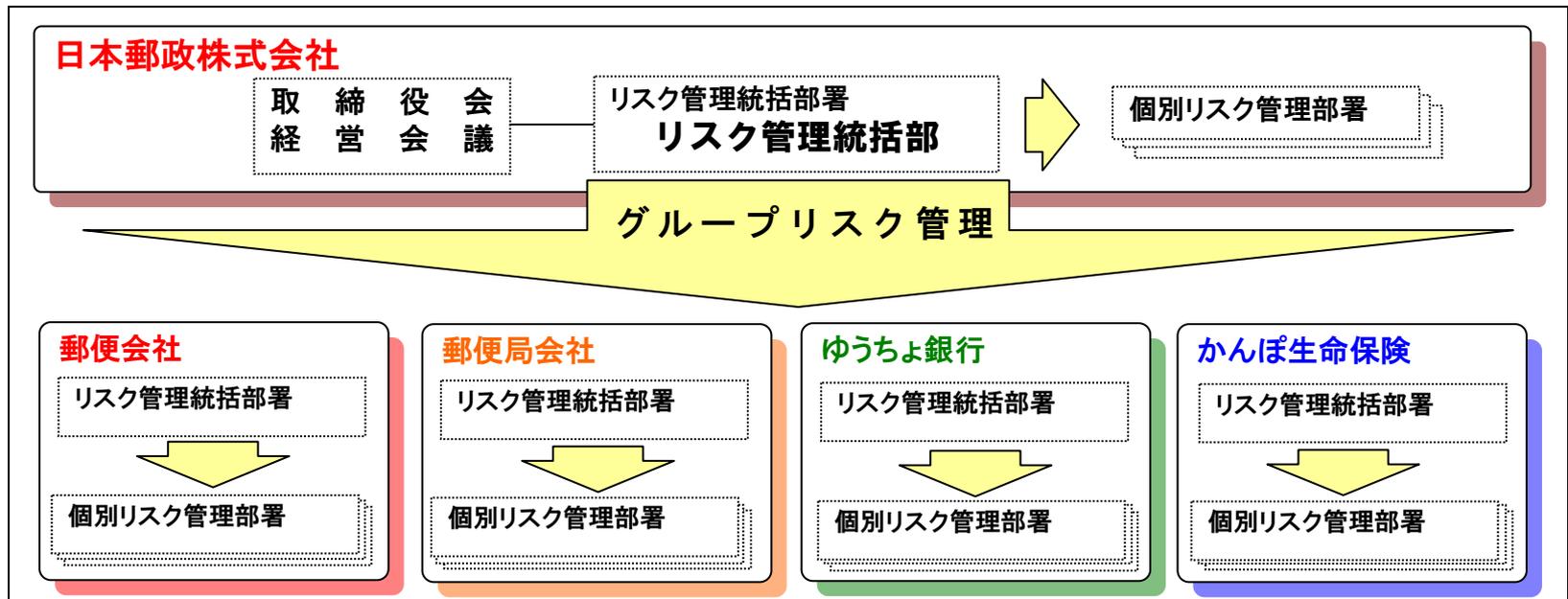
敵対的買収者以外の株主であることを行使の条件とする新株予約権を発行・信託しておき、TOB等のトリガー事由発生時に当該新株予約権を株主に交付することで敵対的買収者の議決権比率を下げるもの。

- 買収防衛策のあり方については、未だ市場や経済界において議論の過程にあり、また、今後の状況変化に適切に対応する必要があることから、そのスキームの最終決定・導入手続きは株式上場までの適切な時期に行う考え

② リスク管理態勢

- グループ各社が行うリスク管理に関する事項について、報告・協議を通じてグループ各社のリスク管理を実施するフレームワークを整備、グループにおけるリスクの把握を的確に行う体制を構築
- 日本郵政株式会社は、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告し、グループリスク管理の方針やグループリスク管理体制などを協議

【リスク管理体制】



① 宿泊施設の譲渡等

<p>メルパルク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の経営ノウハウを活用して施設の資産価値を高める観点から、平成20年10月から民間事業者への賃貸を実施（定期建物賃貸借契約を締結） ○ 施設の立地条件等を踏まえ、現在、譲渡等の取扱いについて検討中
<p>かんぽの宿等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵政株式会社の社員を含めた事業体として一括譲渡を行う計画 ※ 譲渡対象は、全71か所（ゆうぽうとを除く） ○ 平成20年4月から譲渡先を募集する手続きを開始（日本郵政株式会社のホームページで公告） ○ 現在、譲渡先を選定作業中。年度内を目途に、譲渡を完了する予定

※ メルパルク、かんぽの宿とも、日本郵政株式会社法附則第2条第1項において、「平成24年9月30日までの間に、施設の譲渡又は廃止を行うこと」が規定されている。

② グループとしての一体感の醸成

- ロゴマークの統一によるグループ一体感の醸成
- 出向・転籍による活発な人事交流を実施

<p>ロゴマークの統一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一シンボルマーク 「」を日本郵政グループの統一シンボルマークとして使用 ○ 〒マークの継続的使用 郵政民営化以前、使用してきた「〒」マークは、民営化後も郵便局のサイン、郵便ポスト、郵便物の送達に用いる車両等に使用
<p>人事交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分社化に伴い、グループ会社間の人事異動が実施できるよう、出向・転籍にかかる規程並びに各社間協定（日本郵政グループ出向・転籍協定）等を整備し、平成19年10月以降、必要な人材について出向・転籍を実施 ○ 平成19年10月1日から平成20年10月1日の間で、延べ約1,740人の人事交流を実施（出向は延べ約1,100人、転籍は延べ約640人）

③ 社員が安心して働ける環境づくり

- 社員の労働条件・処遇は、基本的に公社職員の労働条件を踏襲
- また、雇用の安定に関し、労使双方で雇用の安定に努める旨を確認

<p>労働条件・処遇</p>	<p>郵政民営化法（第173条）における公社時代の勤務条件の配慮義務に基づき、基本的には公社職員の勤務条件と同じものになっている</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>郵政民営化法（抄） 第173条 日本郵政株式会社は、第171条第1項の規定による交渉をし、及び承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、労働時間その他の勤務条件に配慮するものとする。</p> </div>
<p>雇用の安定</p>	<p>雇用の安定に関しては、労使双方とも重要な課題と認識しており、「労使関係の基本に関する協約」において労使双方が雇用の安定に努める旨を明記している</p>